

令和8年度こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）のご案内

奈良市では、未就園児の育ちを支援し、子どもたちの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、令和6年度より、こども誰でも通園制度を実施しています。

こども誰でも通園制度については、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として乳児等のための支援給付が創設され、全国の自治体で本格実施されます。このことに伴い、こども誰でも通園制度を利用しようとする保護者は、事前に乳児等支援給付認定の申請を行い、市町村の認定を受ける必要があります。

つきましては、令和8年度に本事業の利用を希望する場合は、下記の「乳児等支援給付認定申請」のフォームにて、認定申請を行ってください。（認定申請は電子申請でのみ受付けています。）

・対象者（こども誰でも通園制度を利用できる子ども）

奈良市に住民票のある、利用日時点で生後6か月から満3歳未満の子ども

※ 認定こども園・保育所・地域型保育事業・企業主導型事業を利用している子どもは利用できません。

※ 保護者の就労状況にかかわらず利用できます。

■ 利用登録（乳児等支援給付認定申請）

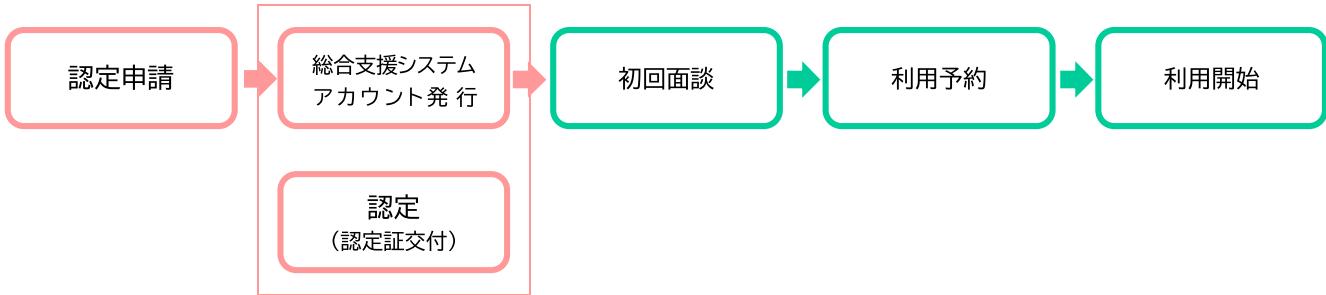
オンライン申請サービス(LoGo フォーム) | <https://logoform.jp/form/p6et/1370083>



※ 令和7年度に利用登録された方についても、改めて利用登録（乳児等支援給付認定申請）が必要です。

※ 本フォームは奈良市民の方が利用するフォームです。市外にお住まいの方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

・誰でも通園制度の利用までの流れ



- ※ 市で申請内容を確認し、認定要件を満たしていることが確認できた場合、「こども誰でも通園制度総合支援システム」のアカウントを発行します。アカウントが発行されると登録いただいたメールアドレス宛に、アカウント発行通知が送付されますので、アカウントの設定手続を行ってください。
- ※ 確認作業の都合上、アカウントの発行には認定申請から2週間程度かかります。
- ※ 乳児等支援給付認定証は「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて交付されます。ログイン後、マイページから確認することができます。
- ※ 令和8年度利用分の初回面談や利用予約等については準備中です。

こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト | <https://www.daretsu.cfa.go.jp/>



【乳児等支援給付認定に関するお問合せ先】

奈良市役所 子ども未来部 子ども給付課 認定入所係

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

Tel: 0742-34-5086